でいこく ていこく だい かいくにたちし しさくすいしんきょうぎかい かいさい 【綿会長】 それでは、定刻になりましたので、第14回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会を開催したいと思います。

では、皆さん、改めまして、こんばんは。本日の会議は、直接参加の11名の委員の皆さん、そして、今日、側嶋委員が御欠席で、行定委員は後ほどオンラインで参加されますので、合計11名ですので、定足数に達しております。

さっそく しだい はい おも たい かいくにたちし しさくすいしんきょう それでは、早速、次第の2から入りたいと思います。まず、第13回国立市しょうがいしゃ施策推進協 まかい ぎじょくかくにん はむきょく ねが 議会の議事録確認となりますので、事務局、お願いします。

ょうと、 しょうく かくにん まずは議事録を確認させていただきたいと思います。

資料1、第13回国立市しょうがいしゃ施策推進協議会議事録を御覧ください。委員の皆様から訂正

ひつよう かしょとう
の必要な箇所等ございましたでしょうか。ありましたら、教えていただければと思います。

たかいちょう ぎょうくかくにん たかはしいいん ねが 【綿会長】 それでは、議事録確認です。高橋委員、お願いします。

【高橋委員】 29ページのところなんですが、スクリーンを2つお願いしたいという意見は、私が はつけん ないよう 言った発言の内容になります。井上委員が言ったようになっていますが、高橋が発言した内容になります。

【事務局】 ありがとうございます。29ページ、井上委員の「スクリーンが2つという考え」というところの御発言について、こちらは井上委員ではなく、高橋委員からいただいた御意見ということ

で訂正をさせていただく形といたします。ほかにございますでしょうか。

事前に送付をさせていただきまして、その後、資料を見ていただいて、幾つか訂正箇所を御指摘いただきましたので、そちらも今、お伝えをさせていただければと思います。

この資料では高橋委員の御発言というふうに訂正がされているところなんですけれども、26ページの「今までの話の中で、資料を確認するのについていけなくて」というところですが、こちらはもともと井上委員の御発言としてございましたので、そちらを高橋委員という形に訂正をさせていただきました。

あとは、ちょっと分かりにくいんですが、35ページの下から6行目「虐待のコア会議というものを必要な都度行っており」という形で訂正をして、書かせていただいているんですけれども、こちらはもともとは、ちょっと読み取れないような文言になっておりました。「今、我々はコワカヒでやらせていただいている」というような形で、日本語が通じないような形で書かれていた部分になりますので、虐待のコア会議というものを必要な都度行っているという趣旨の文面でございましたので、このような形に訂正をさせていただいております。

続きまして、41ページの上から5行目、井上委員の御発言になります。井上委員の「差別、偏見、 がびょうとう がいしょう
不平等の解消」というところの御発言が始まる部分の最後の「補足があります」というところは、 を正後に「補足があります」とさせていただいておりますが、もともと「不足があります」という形に載ってしまっていましたので、こちらを補足という形に訂正をさせていただきました。

いじょう 以上、3か所になります。 そのほかございますでしょうか。

【本多委員】 訂正、ありがとうございます。今おっしゃられた26ページの休憩を挟んで最初の やたかいちょう こはっけん 綿会長の御発言があるのですが、それでは、再開したいと思いますので、井上さん、よろしくお願い しますとなっているところを高橋さんに修正していただければと思います。

【事務局】 ありがとうございます。こちらはおっしゃるとおり、高橋委員の高橋さんという形になりますので、訂正をさせていただければと思います。

また何かありましたら、事務局のほうへお伝え願えればと思いますので、よろしくお願いしたいと 思います。

【事務局】 議事録につきましては、今いただきました修正点も踏まえまして訂正をした上で、こち の内容で市のホームページに記載をさせていただきます。

また、毎回のお願いにはなりますけれども、議事録作成を行う都合上、御発言の際は必ず挙手を していただき、会長が指名の後にお名前をおっしゃっていただいてから御発言いただきたいと思いま

「はいかく しんぎ はい といます。それでは、事務局からの説明をよろしくお願いしたいと思います。

【事務局】 引き続き、御説明をさせていただきます。前回の振り返りをさせていただく前に、皆様のお手元にございます資料2-1及び2-2を御覧ください。これらの資料は、10月5日の協議会の中でもお伝えをさせていただきましたとおり、しょうがいしゃ計画の策定に係る実態調査というものを進めさせていただいておりまして、そちらの進捗状況の御報告という形になります。

9月末から10月31日までを調査期間としておりましたが、そちらの調査が無事、期間が終わりまして、回収が終わり、集計して、その結果の速報値という形で、資料2-1と2-2のとおり上がってきましたので、ここで御報告をさせていただきたいと思います。

資料2-2を御覧ください。こちらが今回、実態調査を行った際の設問を問1から順に載せているものになります。各問それぞれに対しての回答数と構成比という形で数値を挙げております。SAと書いてあるものはシングルアンサーということで、単一選択、一つだけ選択をするという設問のもの、MAと書いてあるものは複数選択可、マルチアンサーということで、複数選ぶことができるような選択肢、そのような設問になっております。

資料2-1を御覧ください。こちらについては、今回、全ての設問、問27まであるうちの中で、 しょうがいしゃ計画の素案とひもづくような部分を抜粋して、掲載させていただいておるものがこの 資料2-1になります。

回収結果というところを御覧いただきたいんですが、発送数は、当初の予定どおり1500送らせていただきました。それに対して有効回収数が774ということで、回収率は50%を超えて51.6%という形で挙げております。

調査回答結果としまして、1つ目、これは素案の大項目とそれぞれ関連するような問をここに書かせて、挙げている形になります。例えば1つ目、大項目の1「差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止」という素案の大項目の部分に対する、ひもづく問ということで、「あなたは、過去1年間にしょうがいや病気を理由に不当な差別を受けたと感じたことはありますか」といった問ですとか、だいこうもく ちゅう あとう きべっ うけたと感じたことはありますか」といった問ですとか、たいこうもく なりゅう あとう まべっ うけたと感じたことはありますか」といった問ですとか、たいこうもく なりゅう あとう なべっ うがいや病気を理由に不当な差別を受けたと感じたことはありますか」といった問ですとか、たいこうもく なり はいかっけいぞく 大項目の2つ目「住み慣れた地域生活継続のための支援、地域生活への移行」、この大項目の2についてはまだ御審議が進んでいないところで、恐らく今日入っていくことになるんでしょうけれども、こちらに対して「地域で安心して暮らしていくためには、どのようなことが重要ですか」という問をもう 設けているという形で抜粋をさせていただいております。

いじょう こほうこく かたち 以上、御報告という形になります。

<sup>かん</sup> 【綿会長】 これはまずは見てくださいという感じでよろしいですか。

【事務局】 そうです。現時点での速報値というものが上がってきましたので、見ていただければというところになります。

【綿会長】 分かりました。これについては速報値で、資料提供ということですので、これからま ないよう た内容とかを精査していただければと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、振り返りのほうをお願いします。

【事務局】 もし今回の速報値につきまして御質問がございましたら、後ほどまた次回までの意見募集をいたしますので、そこで寄せていただければと思います。

ゕたち しつもんとう 形で、質問等がありましたらお願いしたいと思います。

それでは、振り返りのほうへ進みたいと思いますので、よろしくお願いします。

しむきょく ぜんかい ふ かえ かたち すす できめさせていただきたいと思います。

まず、振り返りの一つとして、基本理念の資料、資料3になります。皆様、資料3を御覧ください。 こちらにつきましては、既に前回、11月7日の審議会の中でもう議論が済んでおりますので、確定版 といった形で、今回、資料を作成させていただいております。なので、これは資料をお配りをさせて いただければということで、お渡しをしますので、これで確定版という形でお願いしたいと思います。 では、引き続き、今度は前回の素案に対しての振り返りという形になります。

【事務局】 それでは、前回の振り返りと、また若干説明を加えさせていただくことになるかと思いますが、よろしくお願いします。

資料4と資料5を御用意いただければと思っております。素案の説明に入る前に、特に今回、資料4
につきまして、前回のお話しの中で、資料があっちこっち目を移さなければいけないので見づらいというお話もありましたので、事務局として検討した結果、今回このような形にしたということを
の説明させていただきます。

資料4の中で、網かけがされている部分についてまず説明させていただきます。既に議論を終えているところについては、議論の結果を踏まえた方向性が示されているため、網かけをつけております。
あと、御審議がこれからのところにつきましては、皆様の御意見及び質問を踏まえて、事務局が修正案または追加案として網かけをして入れさせていただいております。確定ということになっていないも

のでも、一応ある程度方向性が示されたものについては網かけという形にさせていただいています。

こんこ こしんぎ 今後、御審議いただく前に、私からもその箇所につきましては、また適宜御説明をさせていただくことになりますので、よろしくお願いいたします。

では、基本施策の振り返りと説明をさせていただきます。資料5に皆さんの御意見とか、それに対す といます (数料5に皆さんの御意見とか、それに対す る事務局案等書いてありますけれども、今申し上げましたように、資料4の素案の文面のところに可能 な限り、反映するような形で盛り込ませていただいていますので、基本は資料4を見ていただければ お分かりになるかと思います。

それでは、①について説明します。資料4の1ページ目、1の①の表題につきまして、前回の御審議の経過で「差別、偏見をなくす」という形でお話しいただいていたかと思います。なので、「不平等の解消(心のバリアフリー)」というものはカットして、これをなくす表現にするということでまとまっていたかと思います。

それと同じ1ページでは、中ほどの「差別の解消」という表現です。これは後ほど3ページにも、さらに加えて2回、合わせて3回、解消という表現が出てくるんですけれども、これにつきましては、そのところどころで直したほうがいいか、そのままがいいか考えていくということだったんですけれども、事務局としては、特段、解消という言葉のままでもよろしいかと思いまして、そのまま網かけにしてありますけれども、逆にこれを変えるとなると、例えばですけれども、「差別の」となっていますけれども、「差別をなくすことを目的に」ですとか、3ページの一番下の行なんかですと、「差別をなくすための取り組み」とかという表現ですかね。単純になくすだけではなくて、その後の「差別をなくすための取り組み」とかという表現ですかね。単純になくすだけではなくて、その後の

表現も少しいじらないと文章的におかしくなるんですけれども、変えるのであれば3か所同じように変えても特段違和感はない、変えなくても事務局としては、そのままでもどうかなというところがあったので、どちらかということになります。その都度、考えるということでありましたけれども、世点がはどちらかということになるかと思います。ほかのページに行ってしまいましたけれども、1ページ目の部分に関しては、前回のところでは以上になります。

2ページに移ります。2ページの上から4行目「差別や偏見、不平等」というところの「、不平等」をカット、さらに、その下の行で括弧でくくったところの「差別や偏見」の後の「、不平等」の2かがをカットし、その段落の一番最後に「また、差別や偏見とは別に、雇用、住居の確保などに不平等 (格差)が存在するとの意見もあります」という文章をつけ加えるということが前回の協議の中でまとめられた部分だったかと思いますので、そのように反映させております。

それと同じく2ページの下の段、方向性の下のところで、文章が丸がなくてずっと続いてしまっているというところを少し配慮して書いております。網かけしている部分です。方向性の5行目のところで、見ていただければ分かりますけれども、「整理を併せて進めことも重要です。そのために、」ということを加えています。さらにその後は「子どもから大人まで」というのは前回も入っていた部分でありますけれども、「周知・啓発を進めます」でまた1回切りまして、「また、同じ市民であるという立場で」という形で文章を3つに分割したということになります。これが2ページ目の変更点になります。

。 3ページ目、こころのバリアフリーのところの説明をどう 扱 うかというところで、米 印をつけて、 2ページ目の「こころのバリアフリー」の後に米印があるので、ここの四角の枠のところは、

つょうきじょう いちおう こめじるし まま 表記上、一応、米印をつけて上で「『こころのバリアフリー』について」という形になるかと思っ

ております。

3ページについては、その部分だけになります。

4ページ自は、「講演やイベント等による」は前回もお出ししているので、4ページ自については 特にないですかね。5ページ自につきましても、職員の研修については、年1回以上はもう触れて おりますので、これもないと。

1の①につきましては、今のところで以上になります。

<sub>りたかいちょう</sub> 【綿会長】 ありがとうございました。いかがでしょうか。

前回の振り返りですので、それぞれ御意見があったところを確認していただければと思いますので、 よろしくお願いしたいと思いますが、振り返りですので、大丈夫ですかね。 【事務局】 解消のところは、結果としてそのままでいいということでよろしいですか。

たかいちょう ぜんかい あみ なに だいじょうぶ (綿会長) 前回の網かけのところで何かありますか、大丈夫ですか。

では、前回のものですから、もしまたあればというところで、次に進みたいと思います。よろしく

ながればします。

しむきょく けいかく そあん せつめい ねが それでは、事務局より、計画の素案の説明をお願いします。

【事務局】 それでは、1の②権利擁護の推進と虐待の防止のところの前回の振り返りに移りたいと

\*\*\*
思います。

資料4、5ページの下の部分から始まります。すぐに次ページに移っていただきまして、6ページの上から3行目「地域福祉権利擁護事業」につきましては、今、制度上は日常生活自立支援事業という名称に変更されているんですけれども、国立市においては、現在、社会福祉協議会が担っていただいているんですけれども、(正たちしい では、現在、社会福祉協議会が担っていただいているんですけれども、(従来の地域福祉権利擁護事業という表現を用いているということがありましたので、そのまま残し、ただ、他市の方ですとか外部の方が見たときに、そこがイコールだよということが分かるように、括弧で日常生活自立支援事業というものを載せたということになっております。

6ページにつきましては以上です。

7ページになります。指標の部分で、虐待対応件数という表現だったところを、それだと虐待が <sup>あ</sup> 増えることをさも望んでいるかのように取られかねないので、「虐待に関する相談件数」という表現

1の②については、以上になります。

「井上委員】 6ページ、権利擁護の推進と虐待の防止、方向性の中に「虐待の窓口、みんなが分かりやすくします」を入れてください。

【事務局】 実際に周知、啓発のところで、分かりやすいリーフレットとかを作るということになるかと思いますので、その中にそういった形で、しょうがいのある方でも分かりやすいような内容の工夫というのはもちろん盛り込んでいくということで考えておるところでございます。

【事務局】 補足となりますが、リーフレット等の配付の中でもちろん入れるんですけれども、文言として、「窓口を分かりやすくする等」みたいな文言をここに追記させていただくことは十分可能かと思いますので、そのような形で修正させていただいて、次回に提案させていただきたいと思います。

「総会長】 今の窓口は本当に大切な問題ですし、特に今、そういうものを見たときの通報は義務化されていますので、見たら、とにかくそこに入れるというのが原則になっていますから、逆に言えば、

あったほうがいいのかなと思いますので、それを追加していただければと思います。 そのほかいかがでしょうか。

【寺島委員】 この相談件数なんですけれども、これは書かなければならないものなんですか。相談 けんずう ふ 件数が増えたということは、問題が多く発生したということになるかもしれないし、掘り起こしが行われたということも言えると思うんですけれども、どっちとも言えないので、その増えた理由という ものでもないような気がするんですけれども、ここは数値目標を挙げないほうがいいのではないかな という気がするんですけれども。

【事務局】 こちらの虐待の相談件数は、申立てというか、虐待の通報件数から相談件数に直させていただいたことによって、実際の通報にならない、虐待にならないような案件も未然にというようなことを想定しております。

そもそも、これを参考にさせていただいたのが、児童の虐待防止の中で件数というのは常に集計をしていて、それが増えているという形で、結果的に周知が進んでいますと、189(いちはやく)の周知が進んでいますというのを一つの指標としているところもありまして、先ほどの窓口の問題もそうなんですけれども、窓口をちゃんと知っていて、こちらに未然にというか、軽度な段階で通報していただけるとかというところを何らかの形で目標としたいと思いまして、この数値を入れさせていただいております。

もう一つは、相談窓口を知っていますかというのは実態調査のほうで確認していますので、例えば そのあたりを目標とする、周知がちゃんと進んでいますかというような形でやっていく方法も一つ としてはあるかと思います。

ぎゃくたい てらしまい いん 【寺島委員】 あとのほうがいいかなという気がしますね。 やっぱり 虐待なんて少ないほうがいいの で、増えているのを目標にしているというのは、何か注 釈をつけるなりしないと誤解を招く可能性 もありますよね。どっちかですね。その意図を星 印とか何かできちんと 注 釈 をつけるか、今言われ みぜん しひょう たような、いかに未然に防いだかみたいな指標があったら、それのほうがいいなという気がします。 いま くに そうだんけんすう もの みぎかた ぁ ぁ っさき い 今、国のデータは相談件数が物すごく右肩上がりで上がってきていて、これは先ほど言 わたかいちょう 【綿会長】 かた なか ぎゃくたい いうのは実はいいことなんですね。実はこの書き方の中で虐待と書いちゃうからあれなんですよね。 こうえきつうほう はい うたが 例えば、 虐待というのは、公益通報が入って 疑われるものを全て含めて、怪しいよというか、そう ふく つうほう そうだん て きゃくたいにんてい ぎゃくたいけんすう いうものも含めて通報とか相談なので、その後に虐待認定があって、虐待件数はこうですとなるの で、そういった部分で注釈みたいなものです。だから、増えていると虐待が増えたと見えてしまう たと ふてきせつ しぇん ぎゃくたいとう ぎゃくたい ふてきせつ うたが というのはやっぱりあれなので、例えば不適切な支援とか、虐待等とか、虐待・不適切とか、疑わ ぎゃくたい ふてきせつ つうほう ら れるものとかの通報が増えることはいいことなので、その後、虐待認定で、虐待はないほうがいい わけで、ですから、内部通報義務規程ができたので、そこのあたりで何か注 釈 的に入れていくと分か ひょうき りやすくなるかなと。今のこの表記だと虐待が増えたというふうに見えてしまうので、そこのところ の懸念があるかと思いますので、参考にしていただけるといいのですが、事務局、お願いします。 じむきょく ありがとうございます。そうしましたら、先ほど寺島副会長がおっしゃられたように、 【事務局】 そうだんけんすう ぶぶん なに ちゅうしゃく またここの相談件数の部分で何か注 釈 をつけるか、もしくは、ミスリードというか、そうならない ような文言を次回までに検討して、また提案させていただきたいと思います。

<sup>ったかいちょう</sup> 【綿会長】 そのほかいかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、次に行かせていただければと思います。次は、8ページ、基本 しさく 施策、2の①の御提案をよろしくお願いします。

「事務局」 続きまして、2「住み慣れた地域生活継続のための支援、地域生活への移行」になります。

中項目といたしましては、5つの中項目によって構成をされております。まず、1つ目が8ページ、「自分らしい暮らしを送るための相談支援体制の充実」です。

まいきせいかつ いこうしえん め そして、14ページ、「地域生活への移行支援」が3つ目。

でして、4つ目が19ページ、「しょうがいのある人を支える人材の確保」です。

そして、最後に、5番目が21ページの「当事者及び関係者への支援及び連携の強化」という形になっております。

では、1つずつ進めさせていただければと思います。まずは2の①「自分らしい暮らしを送るため では、1つずつ進めさせていただければと思います。まずは2の①「自分らしい暮らしを送るため の相談支援体制の充実」でございます。こちらは相談支援体制というところで、相談に応じることが できるような体制の整備というところをメインに書いております。詳細は割愛させていただきますけ れども、これまでどおり、大項目1と同じように、課題、方向性、そして指標という形のところで構成

をしているところでございます。

では、こちらに対して事前にいただきました御質問及び御意見から確認をさせていただければと思います。資料5の6ページを御覧ください。「自分らしい暮らしを送るための相談支援体制の充実」といったパートの中で、意見1、指標の部分、資料4ですと10ページの指標の表現です。もともと「者」というものと「児」というものをこの網かけの部分、書かせていただいておりましたが、こちらを分かりやすい言い方で表現したらどうか、誤解なく伝わると思いますというような御意見を
「類戴いたしましたため、網かけに入っておりますとおり、「者」につきましては「しょうがい者(18 歳以上)」、「児」につきましては「しょうがい者(18 歳未満)」といった形の表現にさせていただいております。こちらが意見の1。

がきまして、資料5の7ページは、質問1と書いているものになりますけれども、「相談支援業務を
をうこうでき、おこな 5000x きかん 2000x をから 2000x を

た。それを踏まえまして、資料4の8ページから10ページまで、2の①「自分らしい暮らしを送る まく こしん ぎ ねが ための相談支援体制の充実」についての御審議をお願いしたいと思います。

【寺島委員】 細かい話なんですが、資料4の最初のところに「相談支援体制の充実が必要であると答えた人は、●●人であり、全体の中の●●%を占めています」と書いてあるんですけれども、この実態調査の資料を見ますと、相談支援の充実というのはあるんですけれども、相談支援体制の充実というのはないような気がするんですけれども、これは大丈夫なんでしょうか。

【事務局】 確かにそこの相談支援体制という文言ではございませんが、先ほど寺島委員がおっしゃ そうだんしえん じゅうじつ られたとおりでございます。相談支援の充実というところで読むつもりでありました。

【事務局】 相談支援の充実が必要だということになりますと、何らかの体制が必要になります。自然とできてくるものではありませんので、事業所の充実をするのか、もしくは市役所のほうの直営を充実するのか、いろんな手段があるかと思いますが、今は基本的には基幹相談支援センターの設置等を検討していくというところを踏まえて、相談支援が充実する、イコール、何らかの体制が必要だというふうに考えております。

【寺島委員】 上のほうの①のタイトルはこれでいいと思うんですけれども、課題の「実態調査によると」というところは、調査のことを書いてあるので、これは「相談支援体制の充実が必要であると 答えた人は」というと間違いになってしまうので、「体制」は取っておいたほうがいいと思います。

【事務局】 御指摘の趣旨が分からず、申し訳ございませんでした。こちらは御指摘のとおり、実態 ちょうさ もんごん あ かたち ていせい 調査の文言に合わせるような形で訂正させていただきたいと思います。

<sup>れたかいちょう</sup> 【綿会長】 そのほかいかがでしょうか。

ありがとうございます。また何かありましたら言っていただければと思うんですが、それでは、②

に移りたいと思います。よろしくお願いします。

【事務局】 では、大項目2の②「しょうがいのある人の自己決定の尊重及び意思決定の支援」といいうところに移らせていただければと思います。こちらについては主に支援付き意思決定(意思決定 (意思決定 支援) の機会の保障というところをメインに書かせていただいている項目になります。

こちらにつきましては、資料5の8ページを御覧いただければと思います。意見1としていただいているものがございます。「意思決定支援という表現は、支援する側の言葉であるため、主体となる支援される当事者側の言葉として、『支援付き意思決定』と表現すべき」といった形の御意見をいただいております。

こちらにつきましては、資料4の11ページを見ていただけると分かるんですけれども、11ページから13ページにわたりまして、意思決定支援という文言が複数回登場するんです。複数回登場するでで、複数回登場するのでで、修正案として、支援付き意思決定とさせていただいている部分と、そのまま意思決定支援、修正せずそのままというような部分があるかと思います。こちらは文脈によって支援付き意思決定のほうが好ましいといったところにつきましては支援付き意思決定、そして、意思決定のままで修正しないほうがよいと、こちらは事務局で見させていただいた結果ですけれども、事務局のほうでそういった

ほうこうせい した ぎょうめ げんざい せいねんこうけんせい ど こちらにつきましては、資料4の12ページ、方向性の下から4行目「また、現在の成年後見制度に ったようめん かいぜんおよ てきせつ い しけっていしぇん すいしん ぶんみゃく ついての運用面における改善及び適切な意思決定支援の推進のため」といった文 脈のところでござい たし けんざい せいねんこうけんせいと ますが、確かに現在ある成年後見制度というところについていいますと、当然、包括的代理権という だいりにん ところで、御本人の決定権というところを代理人の方が代わりにやるというのが成年後見制度になる せいねんこうけんせいと ほう いじょう ぎょうせい つか か きんですけれども、成年後見制度という法がある以上、行政のほうから使うなとはなかなか言い切れな げんざい せいねんこうけんせいど うんようめん い部分がございますので、ここは現在の成年後見制度の運用面における改善といった形で、今後、 ほうこうせい 運用面を改善していきますというところで、12ページの方向性で示させていただいておりますので、 ひょうげん われわれ こんこかいぜん こちらの表現で、我々としては今後改善していきますといったところを示させていただいているとい こん ごかいぜん はんだん うところの判断になります。

続きまして、意見3になります。こちらは資料4の11ページの上から5行目「その意思決定のための判断能力が欠ける場面においては」という部分を、「その意思決定のための判断が不十分な場面においては」という部分を、「その意思決定のための判断が不十分な場面においては」という表現に変えてほしいといった御意見をいただいておりますので、そのとおり、資料4の11ページの中段のところに、「その意思決定のための判断が不十分な場面においては」といっ

がたち しゅうせいあん た た形で修正案を出させていただいております。

これに加えまして、もう1つ、この御意見の中で12ページの上から3行目「『この制度は、人権侵害さえも起こっている』との意見が寄せられています」といった文脈の後に、「成年後見制度は課題もあり内容も検討されているというような制度ではございますが、遺産分与などの場面において御本人の財産が守られていった場合もございますので、「一方後見人を」から始まる文章を追加してほしいといったような御意見をいただいておりますので、12ページの上から3行目「一方後見人をつけたことで、自身の財産が守られる場合もあるため、終身ではなく必要な時に利用できる仕組みに変わることが望まれています」といった文章を追加案として出させていただいております。

続きまして、資料5の10ページ、意見4になります。これは意見の4つ自としていただきましたもので、「家族に私の気持ちを聞き取りしてほしくないです。家族ということばをいれないでほしいです」といった御意見を頂戴いたしまして、そちらについて事務局での提案といたしましては、資料4、12ページの下から2行目「その家族等の関係者」といった文言を「本人のことをよく知る関係者」といった形で修正をさせていただきました。こちらは13ページの1行目にも「その家族等の関係者」といった形で修正をさせていただきました。こちらは13ページの1行目にも「その家族等の関係者」といった形で修正をさせていただきました。こちらは13ページの1行目にも「その家族等の関係者」といった形で修正をさせていただきました。こちらは13ページの1行目にも「その家族等の関係者」といった方言の使い回しがございますので、そちらのほうも「本人のことをよく知る関係者」というかにある。

以上、意見1から4まで御説明をさせていただきました。皆様、それを踏まえまして御審議のほど いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ばんめ けんり 【綿会長】 ありがとうございました。それでは、2番目の権利のところでいかがでしょうか。 【井上委員】 12ページ、意見4に対する事務局提案について、本人のことをよく知る関係者がいいです。家族が嫌です。これでいいです。

ったかいちょう にま しむきょくあん こいけん 【綿会長】 ありがとうございます。今、事務局案でいいですよという御意見ですので。

【大枝委員】 1つは提案と、もう1つは質問があります。

2つ自の質問についてですけれども、資料4の11ページの下から2行目のところに「選好が生かされていないという」ところがあるんですが、「選好」という言葉は、私はふだん使うことがあまりないので、この言葉の意味が何かなというのを教えていただきたいのと、もしほかの言葉でも表現できるのであれば、もうちょっと一般的な、誰が読んでも分かりやすいような言葉に変えたらよいのではないかと思います。13ページの上から2行目にも「選好」という言葉が出ているので、ここも同じく、どういう意味かというのをお聞きしたいのと、もし別の言葉で置き換えられるのであれば、それも一案かと思います。

たがいちょう いま しえんっ い しけってい すこ か なに い 【綿会長】 今、支援付き意思決定のところが少し分かりづらくて、何か入れたほうがいいのではな

いですかというのと、選好という言葉の意味ですね。

それに関連してですけれども、僕も同じで、支援付き意思決定というのは僕も初めて聞くので、どこかでそういう文章があったんですか、公的なところで使われているものがあったのかなと。実は

しえん。

支援付き意思決定のほうが逆におかしいなと思っていて、だったら、意思決定でいいかなと。確かに

世紀できるとおりで、だったら、意思決定支援というのは支援側なんですね、意思決定支援ですから、本当にまさにおっしゃるとおりで、だったら、意思決定というだけでいいのかなという気がしないでもないんですけれども、意思決定が大切ですよということで、あえて支援付きというのがこういうところで要るのかなと。

もともとこれができている意思決定支援というのは、イギリスの意思能力法のスタイルをベースにしていますから、もともと意思決定というのは絶対みんなあるべきだというのが原則ですから、あえて支援付きというのも、僕はすごく違和感があるというのが正直なところで、これは意見ですけれども、そのあたりを含めて、事務局、いかがでしょうか。さっきの選好もそうですね。

【事務局】 選好につきましては、複数の選択肢があったときに、本人の意思で、本人がいいと思うことだったり、物といったところを、要は意思を尊重した上で本人がそれがいいというふうに言うのであれば、いいほうを選ぶ、御本人自身が選ぶといった意味かなと思っているんですけれども、表現として確かに分かりづらいのかなというのはあるので、代わりになるような言葉がほかにどういったものがあるのかも含めまして、選好については、次回、提案させていただければと思うんですけれども、

【綿会長】 一般的に言うのは、自己選択という言葉で普通に言っていますよね。自己選択、自己決定という言葉が対になって出ていますから、僕は自己選択という言葉かなという気がするんです。自己選択というのは一般的に使いますよね、いろんなものから自分で選択をするということかなと思っていますけれども、これもまた考えていただければと思います。

【事務局】 続きまして、意思決定支援というところ、支援付き意思決定というところなんですけれども、これは私も別の部署の地域福祉推進係でやっている権利擁護条例の策定の内容を見たときに、そこで知ったんですが、意思決定というものの考え方として、本人側から見たときには意思決定という表現ではなく、支援付きの意思決定というような言い回しをするんだというところで、どこがその表現の出典になっているのかということは私も分からないんですけれども、御本人の立場からなった意思決定支援そのものを支援付き意思決定というふうに言って、支援者側の御本人に対する意思決定支援をそのまま意思決定支援というような表現をするという形で、使い分けているようなところがあったんです。

なので、今回いただいている御意見の中でも、そこが書かれておりますけれども、御本人の立場に

たった意思決定支援、意思決定支援というふうなところでそこも表現していいのかどうかはあれなん

ですけれども、御本人の立場に立つというところで支援付き意思決定、本人が決めるものなんだと、

をんにん い し じぶん じしん けってい
本人の意思、自分自身が決定していくものなんだというところで支援付き意思決定という形で、ここで使い分けをしたらいかがでしょうかという形で提案をさせていただいたんですけれども。

<sup>りにかいちょう</sup> でめんなさい、言っていることが違っていて、それは分かっているんです。 意思決定と

最後に切ることで、御本人からの意思決定ですよという言葉になるのは分かるんです。ただ、支援付きと書くのは、今、大枝委員が言われたように、では、アスタリスクをつけて、何かをつけるときに、こうなるのかなと思ってしまうんです。意思決定支援というのは、国のガイドラインが平成29年に出ているわけで、平成29年に意思決定支援ガイドラインに沿って行うのが意思決定支援なんです。ただ、意思決定支援会議があって、それぞれ専門家たちが集まって、その人の最善の利益のために会議を行って、それを行うことが意思決定支援なんですね。

だから、支援付き意思決定というのは、今度はしょうがいしゃの方々の立場になっている言葉だから、それを経て決定することが本人にとっての意思決定ですねというアスタリスクのところの説明であれば何とか分かるんです。だから、その意思決定支援会議を経て決定することが支援付き意思決定だというならまだ分かるんです。

だけれども、何か違和感があるのは、そんなの経なくたって意思決定は意思決定でしょうということで、支援付き意思決定という言葉が、多分、権利擁護のほうのもう1個の会議がそれをひっくり返しているからそういうふうに言っているだけの話であって、ここというのは、しょうがいしゃの方々が自由にちゃんと権利を遂行できるんですよということを書くので、あえて支援付き意思決定と書けば、とこましてもう制限ができてしまっているんです。支援付き意思決定というのは、意思決定支援会議をしないと決められないですよというぐらいにぎゅっと狭まってきてしまっているので、逆に言えば、それがなくて意思決定では大切ですよということで、支援側から見れば、意思決定支援会議を経て意思けるでもでものと必要ですよということで、支援側から見れば、意思決定支援会議を経て意思けた。

だから、そこのところの言葉が、ひっくり返せばきっとそうなるんだろうけれども、そこが逆に ではんにん かいしけってい さまだ 御本人たちの意思決定を妨げてしまう、支援付き意思決定という支援がなければできないのと。国のガイドラインは、もともと意思決定支援会議を経なければいけませんからね、そこまでなくてもいいんじゃないの、その人たちが自分のことは自分でちゃんと決められればいいんじゃないのということが大切なのかなと。あえてつけると何か違うかなという気が僕はしたので、これはあくまでも意見です。

【事務局】 御意見ありがとうございます。先ほどの皆さんの御意見を踏まえまして、私のほうで考えたのは、確かに②の表題を見ますと、機会の保障となっていますので、意思決定の機会の保障というものの方法の一つとして、例えば先ほど言いました意思決定支援だったり、支援付きの意思決定だったりというところがあるのかと思います。

確かに意思決定支援という国のガイドラインで決まったものと、分かりませんけれども、それ以外の本人をよく知る方が支援して、その意思をうまく引き出してあげるような方法というのも当然あるかと思いますので、その辺を踏まえた書きぶりを少し考えさせていただいて、言いたいことは、本人の意思決定を尊重します、何とか御本人が意思決定できるように、意思決定支援だったり、ヘルパーさん、もしくは本人のことをよく知る関係者が本人の意思決定を保障しますよというようなところを言いたいので、そこの部分がうまく伝わるような形で、次回までに少し検討をさせていただければと思います。

まるいいいん けんとう まえ こうろうしょう せんもんかん それ じょげん 【三井委員】 この検討をする前に、厚労省の専門官をされていた曽根さんに助言をいただいて、

では、またい、せんもんかん。 虐待の専門官だったんですけれども、その曽根さんのほうから、当事者の立場でいくと支援付き意思 はってい 決定ということは正しいんじゃないということを言われたものですから、それを提案しているところ があります。

過去にですけれども、例えばここのしょうがいしゃもと、しょうがいしゃがというようなところのことで、私たちは、役所のほうと、しょうがいしゃの側で話合いをしたことがあったんですが、それもしょうがいしゃがというふうにせざるを得ない、しょうがいしゃもというのではなくて、まだまだしょうがいしゃということを強調しなければいけない状況がそのときにあったというところで、しょうがいしゃがというふうになっていて、今度の支援付き意思決定についても、私たちは、なるほど、確かに知的のしょうかいを持った人たちなんかについて言えば、支援付きの意思決定、現実に今日も話合いの中に支援者として参加している部分があったりしますので、その辺のところが、綿さんがい言われたように、状況が進んでいく中で、それがそうでない形というふうになるかもしれませんが、やっぱり立場性みたいなところでいくと、支援付き意思決定と言われたときに、曽根先生から言われたことが私たちは納得がいったなというところで役所にも御提案したところなんです。

【綿会長】 恐らく意思決定支援の支援と混在すると逆に駄目だと思うんです。例えば、普通にその横についてとか、よくコミュニケーションが苦手なのか、トーク営業とか、そういうのも含めたものも含めていろんな支援があって、その支援の中で本人がということであればこの言葉で全然いいと

「となった。」 はいますので、意思決定支援の支援とは分けたほうがいいかなと、あるいは制度上の問題なので、をとなるはアスタリスクがついてそういう説明が入れば、それは本当に大切なことだと思いますので、そ

の支援という言葉が、意思決定支援の支援はあくまでも制度上の言葉ですから、手続もありますから、 それとは混ぜてはいけないかなと思います。ありがとうございます。これはまた事務局のほうで整理していただければと思います。

<sup>じむきょく</sup> 【事務局】 ありがとうございます。

【寺島委員】 検討していただくのであれば、追加で、成年後見制度の話は法律用語なので、きちんとそれに合わせて書いたらいいと思うんです。支援付き意思決定は、多分、成年後見制度は言っていないと思うんです。 意思決定の支援なんだと思うんです。

それから、同じように「後見類型においては、代行決定」という言葉がありますけれども、これは

だいり
代理ですよね。成年後見制度で、後見類型の場合は代理権を与えていますよね。ですから、そこを言っ

ているのではないかと思うんですけれども、それを代行決定というふうに言っていいのかどうか、

ほうりつようこ けっこう
法律用語も結構きちんとしておいたほうがいいのではないかなと思ったのが1つです。代理権を与え

ているというところがやっぱり少し問題があるのではないかなと。

それから、これは全く些細なことなんですけれども、一番最初の「実態調査によると」というところが一緒なんですけれども、「障がい」の「障」が平仮名になっていないとか、それから、「しょうがいや病気を理由に不当な差別を受けたと感じた」人はというのが本当の回答ですので、少し修正しておいていただいたほうがいい。一番最初のほうはちゃんとなっているんですけれども、ここは間違っています。

たがいちょう たいせつ ぎろん おも せいねんこうけん しむきょく 【綿会長】 これも大切な議論だと思いますので、成年後見のことについては、事務局、いかがでし ょうか。

【事務局】 今いただきました「実態調査によると」というところの文言につきましては、訂正をさせていただければと思います。

そして、代理権といったところです。11ページの下から3行目、「代行決定」というワードそのものがいいのかどうか、要は代理権といったところとの比較の上で、どちらがより文脈的に現状に治っているのかというところです。そこはもう1度、改めて、代行決定という言葉が本当にいいのか、それとも別の言葉のほうがいいのかというところは、今いただきました御意見を踏まえまして、次回また改めて提案をさせていただければと思います。ありがとうございます。

うんよう むずか 【綿会長】 これは多分、そこのところで運用で難しかったりしていたり、よく言われるのは、代行 ついきゅうけん なか じんかくてきじりつけん けんり はっぱん せったいき けんり 追求権の中に人格的自律権というものがあって、その中に自分のことは自分で絶対決められる権利が あるんですよというのがベースの大きな法律根拠ですので、恐らく代行決定と、制度上の、先ほど ぬくかいちょう い まった ちが ろんり ほんとう 副会長も言われたように、これは全く違う論理できているはずなんですよ。代理権というのは本当に もんだい 権利を失ってしまうことでもあるので、それが問題なわけですよね。だから、補助とか保佐とかとち けんり ょっと緩んではくるものの、後見人になればいろんな権利が奪われてしまう。あれは物すごく大きな たちば かいこうけんにん と言えば、1回お金のことでやってしまったら、1回後見人をつけたら外すのだって外せなくなりま キんだい すから、物すごい問題があるのも事実なんです。

だから、ここで難しいなと思うのは、代行決定も、代理権も本当に丁寧にいかないといけないし、
はいと
法律だから、制度だから、そこにどういう問題があるかというところまではまだここでは言えないと
思うんです。ただ、ここで難しいのは、こういうものは否定もできないし、肯定もできないんです。
使わないというわけにはいかない、国は使いましょうと言っていますから、国立市は使わないとは言えないので、やっぱりここの運用上というのは、言い方としてはぎりぎりだろうなと。難しいですけれども、ぎりぎりだろうなという形はするので、そういうところで少しこういう問題があるよみたいなことはあってもいいのかなという気がしています。本当におっしゃるとおりで、用語だけはすごく
丁寧に整理したほうがいいかと思いました。

そのほかにいかがですか、ここの権利のところは重要な、とても大切なところですので、また事務局にかけん。 よに御意見を寄せていただければと思います。

いいん みな 委員の皆さん、そのほかによろしいですか。ありがとうございます。

では、ここで1回休憩を取りたいと思います。休憩が遅れまして、すみません。では、10分間休憩を取って、25分に再開したいと思います。

## きゅうけい (休憩)

では、皆さんおそろいですので、再開したいと思います。

されでは、資料4の14ページ、地域生活への移行支援のところですね。

「坪谷委員】 「番最初の資料2-1に関しては、後ほどということだったんですけれども、今回の 「サンカ すっち ぜんぶはい 資料に、冒頭にこの結果の数値が全部入るということなので、確認しておきたいんですけれども、こ れはまずサンプル調査でいいんですよね、全数調査ではないですよね。

<sub>しむきょく</sub> 【事務局】 おっしゃるとおりです。

【事務局】 正確な数字は確認をさせていただきますけれども、おおよそ4000ぐらいです。そこか 51500を無作為抽出したという形になります。

「坪谷委員】 分かりました。ありがとうございます。私は今、暗算ではすぐぱっと出ないんですけれども、およそよく言われる数字としては、1万を超えると400のサンプルで全体の95%、構成数5%と言われている数字なので、4000だと明確に標本数との差異、サンプルの誤差とかを載せておかないと、この774という数字が、一体、母集団を表しているのかどうかというものの確実性というか、疑いを持たれてしまうので、こういうデータのときには、母集団の数と、なるべく標本のデータをお願いします。

<sup>じむきょく</sup> 【事務局】 ありがとうございます。

【綿会長】 これはまた細かく報告書が出ると思うので、そこのあたりはしっかりと、サンプルのと ころはよろしくお願いしたいと思います。 御意見ありがとうございました。

それでは、進めていきたいと思います。事務局のほうで、③をお願いします。

でできょく つづ ちいきせいかつ いこうしえん うつ まち 【事務局】 続きまして、③地域生活への移行支援に移らせていただければと思います。

資料5の11ページを御覧ください。③地域生活への移行支援といったところに対しては、質問が3つ、そして意見が4つ皆様からいただいております。ちなみに、事前に補足をさせていただきたいんですけれども、今回、机上配付の資料の中で、追加として、令和5年12月19日追加という形で、例えば質問のところの12ページ、星がついているところがあると思うんですけれども、資料5の12ページの質問2は星をつけていまして、これが12月19日追加といったところになります。今回、この御意見を募集させていただいたのが11月24日までに皆様に募集をした御意見を入れているわけなんですけれども、24日以降についても追加でいただいている御意見等がございまして、直前まで何とかまとめられるものは資料5の中に落とし込んでおりますので、事前に送付しているものと、その点は のよう 机上配付しているもので意見の数がちょっと変わっている部分もございますので、その点は (個深知おきいただければと思います。)

そうしましたら、資料5の11ページ、質問1から行きたいと思います。質問1、地域移行者数について、これは指標でございますけれども、資料4でいいますと、17ページを御覧いただければと思います。地域移行者数というところがゼロから5人という形で書いておりました。それに対しての御意見で、この5という数字が適切なものなのかどうか判断するのが難しいので、地域移行の対象となり得る人の数を大体でもいいので明示をしていただくことはできますかといった御質問をいただいております。

そちらにつきましては、以下、精神病院に1年以上入院している方が地域移行の対象者となりま

すので、その地域移行の対象者は、令和3年度実績ですが、66人という形になっております。こちらの66人という数字なんですけれども、精神保健福祉士のデータベースというものがございまして、リムラッドと読むんでしょうか、そういった精神保健福祉士のデータベースとしまして、実際にその市区町村に住民票がある方が今どのぐらい入院しているのかというのを示しているようなデータがあるんです。そこのデータが直近ですと令和3年度実績のものが最新のものになりまして、そちらを見ますと66人という数字が上がってきておりましたので、ここに66人という形で書いております。

正確に入院している方がどのぐらいなのか把握するのはなかなか難しいところでございまして、 実際にReMHRADというホームページのデータベースについては、住民票にひもづいているところでの数値になりますので、実際に入院されて、住民票を移されているのかどうかというところが の数値になりますので、実際に入院されて、住民票を移されているのかどうかというところが明確ではないので、本当の対象者数がどのぐらいいるのかまでは分からないところで、現状で解答としては66人おりますという形で書かせていただいております。

施設に関しましては、「令和4年度末時点で、施設入所支援の支給決定を受けている方は59名おります」と。こちらについては、我々のシステムのほうではき出せるような数値になりますので、ここを挙げさせていただいているという形です。

また、5人の指標なんですけれども、こちらは私のほうで5人と書かせていただいたんですが、3 をしていたででできる。 これが6年間での指標でございましたので、これが6年間ですと倍の10人という形に指標を訂正させていただければと思いますので、資料4の17ページの指標で網かけにしているところは、もともと5人だ

ったんですけれども、10という形で訂正をさせていただいております。

ち い きせいかつ しりょう しせつ ほうしん なか ろうしょうか いご 続きまして、資料5の12ページ、「施設から地域生活へという方針」という中で、「老障介護」 せいかつ こんなん かた じゅつ おわちと という社会問題があるといったところで、親元から自立した生活が困難な方に対して、御両親が高齢に なってしまっていることによってサポートが限界にきてしまっている、そういった状況の中で、安心 もんだい して生活を任せられる施設がないという問題があるというところで、国立市においてグループホーム ひと なんにん にゅうしょた いき 等、希望しているのに入所待機となっている人は何人いますかといったような御質問をいただいてお ります。

続きまして、資料5の13ページ、意見1「指標の中の地域移行者数について、指標値が5人では少ない」といった御意見も頂戴しておりますので、10人という形で訂正させていただいております。 続いて、意見2、P15、こちらは本素案の15ページを御覧いただければと思います。四角く枠で

くくってある部分になるんですが、こちらは14ページの下部の文言から続くような形の文章でして、少し分かりづらいんですけれども、14ページの下部が「精神科へ長期入院しているしょうがいのある人について、現状把握が十分ではなく、今後、入院患者の状態像や入院期間に応じた動きに関するきめ細やかな分析が必要です」という文章がもともとの文章だったんです。そういったもともとの文章に対して、資料5の13ページの意見2「『きめ細やかな分析』という表現ではわかりにくいので、別の表現にかえた方がよい」といった御意見をいただいた上で、事務局で提案させていただいたのが、資料4の15ページ、修正後「入院患者の状態像や入院期間に応じた退院後の支援について十分に協議することが必要です」といった形で、修正前と修正後を素案の中で表現させていただいた形になります。

続きまして、意見3です。こちらは資料4、素案の14ページになるんですけれども、下から4行目の「地域移行のための環境整備が進んでおりません」という文言の後に、「『特に重度のしょうがいしゃや高齢しょうがいしゃが移行できる社会資源が整っておらず』といった文言を追加してほしい。 はんさいしまっかい できるがいしゃが移行できる社会資源が整っておらず』といった文言を追加してほしい。 はんさいしまっから いこう はんさいしまっかい や重度の方、高齢の方であるため、グループ ホーム等で受け入れていただけないことがある。また、訪問系サービスも不足していることから、移行できたとしても暮らしが豊かでなくなる懸念がある」といった御意見をいただいておりますので、14ページに追加案といたしまして、「特に重度のしょうがいしゃや高齢しょうがいしゃが移行できる社会 資源が不足しています」といった形で、事務局で追加案として出させていただいております。

つづ いりょう いけん ひとりぐ れんしゅう ひつよう 続きまして、資料5の14ページ、意見4「グループホームじゃなくて、一人暮らしの練 習が必要で

す。緊急時泊りに行くんじゃなくて介護が来てほしいです。とまりに行くのは心配です。いやです」といった御意見を頂戴しております。この御意見に対しまして、事務局の提案といたしましては、資料4の素案の14ページ、下から7行目「現状は、グループホーム等への入居の体験機会の創出や」といったところの文章の「グループホーム等」といった表現を「グループホームやアパート等」というような形で修正をさせていただいております。

以上、質問及び意見を説明させていただきましたので、それを踏まえまして、御審議のほどいただければと思います。よろしくお願いいたします。

いのうえいいん 【井上委員】 13ページ、グループホームやアパート等は、修正案でいいです。

「綿会長」 今のところも御意見ですので、修正案のほうでいいということの御意見でございます。 そのほかいかがでしょうか。

「坪谷委員】 がはいこうしまん いこうしまん 地域移行支援というものの移行先というのは、グループホームも入っているのでいい のでしょうか。

「坪谷委員」 回答にありました施設の待機者が6名、グループホームへの待機者も6名とありましたけれども、ここでいう施設は地域移行の先ではない。

「事務局」 こちらはしょうがいしゃ支援施設へ入所希望されている方のうち待機となっているのは 6名ですということですね。この6名は、入所希望をされていらっしゃるんですけれども、現在はグループホームであったり、地域で親元で通所だったり、ショートステイといったものを利用しながら (15,000) かた (15,000) かた

【事務局】 いわゆるここでいう地域移行先には、グループホームであったり、アパートであったり、 もしくは貸間でも何でもいいんですけれども、そういうところが入ります。地域移行のもとというんですか、それは例えば障害者支援施設だったりとか、ここでは一応、精神病院とかで長期入院されている方も入るというような状況になっております。

つぼたにいいん

【坪谷委員】 ありがとうございます。そういう意味で、希望というか、要望ですけれども、ここの たいき 待機をゼロにするというような指標は置けないですか。入所待機者をゼロにするという目標です。 しゅき くしゅき くしゅき くしゅき です。 「事務局」 そうすると、資料4の17ページから18ページにかけての指標のところで、待機者の方の現状として数値を出した上で、6年後の数値をゼロにするといった形でよろしいですか。 しゅうち なんこ すっち かたち でよろしいですか。 しゅうち はい。イメージはそうです。

【事務局】 事務局で補足させていただきます。今回、質問のところにございますとおり、正直いいまして、ピンポイントでの御希望をされています。国立市としては、例えば障害者支援施設に入らなくても、グループホームであったり、居宅、アパート等で一人暮らしができるような形でもちろん支援をしていってはいるんですけれども、どうしてもここの部分を希望される方を希望しないでくださいというのはなかなか難しくて、実際今、居宅で生活できてはいるんですけれども、ここの希望を取り

を下げてくださいというのはなかなか難 しくて、待機者ゼロというのは、近隣他市だけではなくて、多摩 ちく 地区のどこでもいいよということになれば比較的入れたりするところもありますので、ゼロという 目標というのは、今回の件に関してはなかなか難 しいかと考えております。

「なたかいちょう こ かんれん たいきしゃ はあく (綿会長) 1個、関連して、この待機者の6というのは、行政のところで把握している6という ことですよね。何かアンケートとかではないですよね。

でいって、14名のところに88名の募集。そう考えると、今相談に行って、どこかないですかねといって待機している、相談に行ける人たちはそこで把握できるんだけれども、実際はもっと、家族の方のほうが多分御存じだと思うんだけれども、これは逆に6名しかいないのとなっちゃうんですけれども、そのあたりでもし補足があれば。

では、丸山委員、お願いします。

【丸山委員】 ほかの委員さんも意見があると思いますけれども、うちは通所の生活介護ですけれども、基本は御家庭から通っていらっしゃる方たちが対象で、グループホームから通っていらっしゃる方たちも多いです。うちは33名の方が登録されていますけれども、今、3分の2の方がグループホームからの通所になりました。残りの11名は御家庭から通っていらっしゃる。恐らく潜在的に11名の方全員グループホームを希望されていると思います。今はまだ親御さんが何とか見ているのでということでなっていますけれども、将来的にはグループホームを当然希望されているし、まだそのアク

であたがいちょう まゃく かんが 【綿会長】 なので、逆に考えると、これだけしかいないのと見えてしまって、実は潜在的にいっぱいいるので、逆にという気が僕はしています。途中で、すみません。坪谷委員。

【坪谷委員】 数字の信憑性という話でいうと、一体これは何の6名かというのは非常に重要で、そうすると、やっぱり市は、ウェイティングリストも含めて、本当に希望している実態数値を把握していないということであれば、まずそこから目標数値に挙げないといけませんよねという話と、それがここに書いてある本人が希望する意思決定したところに選択できるというのが、やっぱり潜在的な把握がまだできていないというのと、それをゼロにしていくというのが目標にあるべきかと思うんですが、いかがでしょうか。

【事務局】 短期的なことをいいますと、それぞれセルフプランにしろ、相談支援事業所が入るにしる、どのような形で生活していきたいかというところは、我々は、支給決定をしている方に関してははあく 把握をしている 状況 でございます。その中で、もしかしたらモニタリングとかの際には、実は漠然とした思いがあるんだけれども、そこを明確に表示をしなかったというところはあるのかとは思いますが、一応今の段階では、明確なのは6名となっております。

でいとはあく 数的には微妙なのかもしれないんですが、今回の実態調査の中ではある程度把握できているかという にんしき ふうに認識しております。

その上で、待機者をゼロにするか否かというところにつきましては、事務局でももう1回検討させていただいて、次回までに御回答させていただければと思います。

あと、先ほどの私の質問で、私はちょっと勘違いしていたので、取り下げさせていただきたいんです。これは有効回答数が700で、もう十分なサンプル数がある、有効回答数が得られているところなんですね。 私はここからさらに何か減るのかと思っていたんですけれども、これは十分なサンプル数なので、失礼しました。

【寺島委員】 さっきの数の話なんですけれども、ここは地域に移行する人たちの話ですよね。今は だっしせっか ほうこう 脱施設化の方向にあるので、きっと施設の待機者のことは書けないんですよね。だから、これはしようがないかなと 私 は思っているんですね。施設に入る待機者のことというのは、書くとしたらもっと 別のところに書くべきであると思います。

でも、実際、施設に入りたいという人がいるのにもかかわらず、この計画はそれに応えていないんですよね。それはそういうのでいいのかなと思ったんですけれども、ちょっと話が違いますけれども、そういうことです。

ではきょく これがい ねんかん けいかく なか 「本かり」 おっしゃられるとおり、しかも、今回、6年間の計画の中でというところもあります。

寺島委員がおっしゃられるとおり、その6名に関しては実は入れていないというところなんですけれども、やはりピンポイントで、例えば市内もしくは隣の市、恐らく御本人が行きやすい場所ということだと思うんですが、御希望されているというところです。

いま だんかい くにだちし しない しえんしせつ たと ついか ゆうち 今の段階で国立市で市内にしょうがいしゃ支援施設を例えば追加で誘致をするとかというところは いま だんかい くにたちし めい なに じょうきょう きんこう 考えていない状況ですので、近郊で6名を何とかというような形での施策はなかなか難しい。な めい かたがた しゅだん せいかつ ので、どちらかというと、この6名の方々がほかの手段でも生活ができますよというところの安心感と いうか、先ほど出ましたグループホームだったり、ヘルパーだったりというところを使いながら、地域 いこうさき せいかつ 151 151 h じゅうよう 移行先のほうで生活できるというところをここの部分でしっかり担保していくというのが重要なの かと思っております。

「総会長」 (場合し (場合しましま) (はまり) (は

よくあるのが、地域移行というのは市の中に戻ってくることなので、地域移行ですから、出資母体のところがお金を出していますから、県外とか、市外にいる方も国立市に戻ってくれば地域移行の1カウントになりますので、ですから、そういうのも含めて考えていくと、今、59しかいないんだと思いながら。なぜそれを言いたいかというと、施設支給決定が物すごく多いと目標というのは高く持てるわけですよね。母集団がたくさんいるからたくさん戻ってこようとできるけれども、もともと少なければ、そんなに目標値を高くしても戻ってくることができない。

さらに、実は2022年のデータを見ると、ゼロなんです。どこの市町村も実は1か2とかゼロとか、 そんなものですよね。頑張っているところで、母集団が大きくて10とかなので、国立は10と挙げて、 これは本当に行くんですかと。今、ゼロのところから、これってどうなんですか。

【事務局】 ちょっと言い訳をさせていただきますと、本当は2020年、1名予定をしていたんですが、コロナの関係もあって出られなくなってしまったという実情があります。予定をして、地域移行支援ですとか、支給決定をして、本当に出る、出るという話をしていたんですけれども、そこができなくなったので、結果的にそれが後ろ倒しになって、おおむね1年間に1名程度は移行できているかと思っております。

【綿会長】 これはグループホームとか在宅へ目指すべき数字なのでね。あともう1個、これはしょうがいのほうでいくと、この制度ができたときというのは、精神の方の地域移行がやっぱりベースになると思うんです。これは進んでいるんですか。データが何かあれば教えてもらえますか。

【事務局】 先ほどの精神病院からの地域移行につきましては、にも包括と言わせていただいているんですけれども、まさに精神障害にも対応した地域包括支援システムの構築を3年前ですか、協議会を作成させていただきまして、近隣の精神しょうがいの精神病院のケースワーカーさんにも御参加いただいて、今ここ2年ぐらいで実態調査をさせていただいている状況です。全部というのはなかなか難しかったので、近隣のケースワーカーの方を経由して先生が御本人の状況を確認させていただいただいている状況です。

<sub>じっさい じっ けん ちいきいこう</sub> 実際に実は1件、地域移行をしたいという方がいらっしゃって、やってみようかと思っていたんで すけれども、実は援護が国立市でない方で、結果的に国立市ではなくなってしまった。半年とか1年ぐらいのスパンであれば、二、三人ぐらいですか、地域移行というか戻ってこられている方はいらっしゃいます。非常に長期、それこそ5年とか10年という方は、今のところその方がいい感じだったんですけれども、国立市の援護ではなかったというような状況でした。

【綿会長】 今のはとても大切で、この数字は援護がどこかによっても全然違うので、まさにおっしゅるとおりで、今、課長が言われたように、援護の援護母体がどこかというのはやっぱり留意しなければいけないのかと思いましたので、話をしました。

そのほかにいかがでしょうか。

【寺島委員】 今の質問のことではなくてもいいですか。③地域生活への移行支援の課題のところなんですけれども、「実態調査によると、地域での暮らしに満足している、とても満足していると回答した方は、●人おり」というふうな記述があるんですけれども、統計表を見ると、とても満足しているという人の数は分かるんですけれども、満足しているという人の数は分からないんですが、これはどうしてでしょうか。

【事務局】 御指摘ありがとうございます。全般的にここの実態調査の前段のところの部分は、今回、その結果も出ましたので、次回までに正確に直させていただいて、例えば今回、先ほどおっしゃられているとおり、度数でとても満足しているというところが示されております。ですので、例えば正確にからと、とても満足している、もしくはおおむね満足だというところの満足に近い方の部分を何人というような形でやるのが正しいのかと思っております。

今後、施設で暮らしたいと回答している人は全体のおおむね5%ぐらいなんですけれども、そこははっきりとなっています。ただ、この辺の表現につきましても、次回までに正しく訂正させていただきたいと思います。

【綿会長】 これは10段階のスケールで取っているということは、ちゃんと中央値を取っていかないと、取りあえず、上の3分の1が多いから満足といってしまえば、統計のところでどこが真ん中なのかというのでちゃんとやらないと、また違ってくるかと思いますので、ぜひお願いします。

そのほかよろしいでしょうか。では、また何かありましたら、お願いしたいと思います。

時間がもう9時になってしまったので、今日は③のところまで議論して、次回、その振り返りをやってという形でよろしいですかね。ありがとうございました。皆さん、積極的に御意見をいただいていますので、とても大切なことだと思います。

それでは、時間になりましたので、一応今回はここまでとしたいと思いますので、残りの項目、残っ た議題は次回に回したいと思います。

あと じむきょく し む れんらくとう ふく ねが まも それでは、この後、事務局から事務連絡等も含めてよろしくお願いしたいと思います。

【事務局】 本日の御審議、ありがとうございました。今年はこれで最後ですので、次回は来年、令和 44 かっ にちもくょうび しゃくしょ かいいいんかいしっ おこな 6年1月25日木曜日、市役所2階委員会室にて行います。なので、前回の会場になります。この1 つ下の階の委員会室にて、1月25日木曜日に行わせていただく予定としたいと思いますので、よろ 44が しくお願いいたします。

<sup>\*\*も</sup>と思いますので、御確認いただければと思います。

それでは、今年はこれで最後になりますので、また来年、よろしくお願いしたいと思います。それでは、<sup>みなさま</sup>では、皆様、よいお年をお迎えいただければと思います。

それでは、本日の会議は終わりたいと思います。どうもありがとうございました。